

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.021

処 分 名	屋外における火災予防に必要な措置の命令
処 分 の 概 要	屋外において火災の予防に危険であると認める行為者又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者に対して必要な措置をとるべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第3条第1項
処 分 基 準	<p>◎屋外において、次のいずれかの要件に該当する場合は処分の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・火災の予防に危険であると認める行為</li><li>・火災の予防に危険であると認める物件</li><li>・消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件</li></ul> <p>なお、処分の性質上、個々の事案ごとに周囲の事情を勘案し、具体的な危険又は支障について判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な処分基準を示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	

■消防法

第3条第1項 消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。第6章及び第35条の3の2を除き、以下同じ。）、消防署長その他の消防吏員は、屋外において火災の予防に危険であると認める行為者又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者に対して、次に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備
- 二 残火、取灰又は火粉の始末
- 三 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理
- 四 放置され、又はみだりに存置された物件（前号の物件を除く。）の整理又は除去